

## 建物の耐震化率について

### 学校法人の耐震化率の公表

学校施設は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されるとともに、大学は、学校教育法及び同法施行規則により学生の教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公表することが求められています。（2019年4月1日現在）

### 建物の耐震化率

- 本学の耐震化率は56.06%です。

$$\text{耐震化率} = (\text{①} + \text{②}) \div \text{③} = 5,775 \text{ m}^2 / 10,301 \text{ m}^2 \times 100 = 56.06\%$$

- 日本私立学校振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出。

①新築年月日が1981年7月1日以降の建物(面積)

5,775 m<sup>2</sup>

②新築年月日が1981年6月30日以前で、耐震性能を有している建物(面積)

0 m<sup>2</sup>

③延床面積合計(面積)

10,301 m<sup>2</sup>

※耐震化されていない校舎1号館及び学生寮を令和4年度末までに廃止することで100%達成予定です。